

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



巻頭言 事務所報「さくら」 創刊にあたって

弁護士 竹澤 京平

Report

▶ 個人情報保護法改正の要点

弁護士 竹村 一成

▶ 請負における瑕疵担保責任について

弁護士 姉崎 真人



事務所報「さくら」創刊にあたって

春爛漫、桜の季節がやって来ました。もっとも、日本には600種を超える桜の品種があって一年中どこかで咲いているそうですが、やはり桜と云えば今の季節が似合っています。

そんな「さくら」を冠した当事務所も、本年開設20年を迎えることができました。これも一重に皆様方のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

当事務所では、この節目に当り、事務所報「さくら」を発刊することに致しました。

この処の世の中の変化は著しいものがあり、AIやビッグデータ、少子高齢化やそれに伴う人口減少、経済格差による歪み、労働形態の変容、家族関係の変化等々枚挙に遑がありません。そしてこれらは、私共が扱う事案に大きな影響を及ぼしており、これまで以上に法律の改変や、更には判例の変更を含め実務の動向に傾注する必要があると思っています。

こうしたことに対応するため、当事務所では親交の深い事務所の弁護士らとともに判例研究会を主宰し、判例の動向に気を配ったり、事務所内でカンファレンスの時間を取り、受任事件等について担当弁護士だけでなく他の弁護士も一緒に考え議論する場を設けるなどし、少しでも世の中の動きに遅れないように努力を重ねているところです。

今回の事務所報の発刊は、こうした事務所の動きを皆様に知って頂くとともに、皆様にお役に立つ情報を折に触れてお届け出来ればと考えたからです。

当事務所は新しい情報を的確に捉えながら、これまで蓄積してきたノウハウ等を活用し、スピード感を持って皆様方のニーズにお応えすべく益々研鑽を重ねて行くつもりであり、いわば皆様方にとっての「桜守」のような立場でありたいと念じております。今後とも宜しくお願い申し上げます。

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 竹澤 京平

早いもので弁護士登録をして43年目になりました。そこで、昔を振り返りながら文書作成に関する今昔物語を一つしてみます。

登録当時、裁判所に出す書面などは、事務員さんがカーボン紙を入れて手書き複写するか、タイプライターで打ったりしていました。また、コピー機なども青焼きで鮮明でない上に、古くなると読めないものもありました。裁判所の記録謄写なども、機械ではなく自分で行くか、「筆耕屋」さんを頼んで閲覧し書き写すしかありませんでした。

こうしたことから、書証を提出するときなどは、間違いなく写した意味で「右正に正写しました」と云うゴム印を押した上で、提出する者が責任の所在を明らかにするため印を押したものです。そして、法廷で書証の原本確認も一々照し合わせるため時間も掛りました。

ところが、今では文書の作成はパソコンで直接作成され、コピーも大変鮮明でカラーまで一般化するようになってきました。

その結果、書証などの中にはデータベースに入っているものを取り出して文書化するものも多く、なにが原本か判らないものもありますし、また原本と写が区別出来ないほど綺麗にされているため本物なのか判らないこともあります。

こうしたことを考えると、もしかすると昔のように、また写しの作成者が責任を持つと云う意味での「正に正写しました」との御墨付が必要になってくるかも知れません。

我々の仕事を取り巻くOA機器の進歩は著しく隔世の感があり、これにAIなどが結び付くどうなっていくのか、私の世代では付いて行けなくなるでしょう。若い世代に大いに期待している毎日です。

弁護士 高橋 一弥

先日、夕映えの富士山を機上から眺めながら、思いました。機長は目的地まで安全に運行するだけでなく、遙か高みから見える自然の美しさと米粒ほどもない人間の小ささを乗客に観てほしいと思っているのではないかと。安全にして巧みな操縦技術を越えたところで、彼は何かを人に伝えようとしているように感じたのです。

同様に、弁護士は、法律論を駆使し証拠の収集に尽力するのは当然のことですが、紛争の勝敗を越えたところで役に立てることもあるのではないのでしょうか。思うような解決を得られなくとも生き方の糧となればよいのではとか、勝ち負けだけが幸せの尺度ではないでしょうかと話しかける姿勢がもっとウエイトを占めてもよいと思うのです。近頃、依頼者の無理な要求をそのまま紛争の種としてまき散らす弁護士が散見されますが、そのような事件でなにがしかの利益を得られたとしても、その依頼者を幸福だとは誰も思わないでしょう。

法は社会生活の規範ですが、倫理や道徳はもっと高貴なものです。法によって秩序が保たれている環境は大切であるものの、紛争解決の尺度として法の出動回数が増えるのは人間関係をトゲトゲしくさせるばかりです。ところが、倫理をどこかに置き忘れ、法と弁護士を利用し（ときには法の隙間を縫って）勝敗を決しようと血眼になる人が年々増えている感じがします。だからこそ、弁護士は法と倫理のいずれを選ぶのかを依頼者に問い質さねばならない場面が増えてきているように思うのです。社会正義というのは法だけで実現されるものではないからです。

このところ、犯罪被害者支援に取り組んでいます。被害者の力になることは法曹の出発点となった検事に通じるものもありますし、理屈ではなく、シンプルに人としての情のままに動くことが、そのまま被害者のために役立てるといところが、気に入っています。

弁護士 姉崎 真人

これまで、交通事故、不動産関係等の一般民事事件を中心に、労働事件、歯科医療事件、債務整理事件、破産管財事件、家事事件並びに刑事事件など幅広い事件を担当してきました。特に、不動産関係の事件では、賃料請求、明渡請求事件のほか、仮差押え、仮処分等の保全事件や執行事件、さらにはテナントビルや大型店舗に関する競売後の明渡執行など、多様な事件に関する経験を積ませていただきました。

最近では、住宅紛争審査会の紛争処理委員として、紛争の当事者ではなく、紛争を解決する立場で、同会の調停手続に関与しています。対立する当事者についてそれぞれの意見を聞きつつ、双方の納得できる解決を探らなくてはならず、紛争解決の難しさを改めて痛感していますが、当事者が合意に至った時の達成感は素晴らしく、やりがいを感じています。

弁護士登録から10年以上が経過しましたが、今後は、より充実した法的サービスを提供するため、建築等の専門分野の知識を深めるなど、今まで以上に研鑽を積んでいくつもりです。

弁護士 竹村 一成

弁護士登録からはや10年を過ぎました。その間、民事・家事事件について、多種多様な事案を経験することができ、また、刑事事件では、多数の通常事件に加え、裁判員裁判事件などの大きな事件も担当することができ、大変ながらも、楽しかったというのが、正直なところですが。これまで培った知見を踏まえて、より一層のリーガルサービスの提供に努めたいと考えております。

従前は、損害保険会社や金融機関からのご依頼やご紹介の案件、個人の方からのご依頼の案件を広く取り扱わせて頂いておりましたが、これらに加え、最近では、破産管財人、成年後見人、相続財産管理人、清算人といった、裁判所からの依頼の業務が増えてきております。

以前から興味があった倒産法については、変わらずに様々な研修会に出席するなどしておりますが、最近では、第二東京弁護士会の倒産法研究会にも参加するようになりました。民法改正にも興味を持っており、昨年は、法制審議会の委員であった中井康之弁護士と共に、千葉県弁護士会内で3回に渡り実施した民法改正の研修会のパネラーを務めたり、千葉県税理士会で実施された民法改正に関する研修の講師を務めたりしております。

弁護士 秋場 啓佑

平成 27 年 12 月に入所してから 3 年の月日が経過しました。今までの人生で、光陰に閑守のないことをこれほど痛感したことはありません。思い返せば、机上の勉学とは全く異なる生きた事件を前に、悪戦苦闘の連続の、しかしやりがいと達成感に満ちた 3 年間でした。諸先輩方や、依頼者の皆様に支えられてのことであり、皆様には感謝の言葉ありません。

昨年、ある国選事件を担当しました。被害者も多く、罪状としても決して軽いものではありませんでした。被告人は、当初は自分の犯行を正当化していたのですが、弁護活動に微力を尽くすうちに次第に考えを変えていき、やがて真摯に反省するようになりました。判決は彼が望んでいたとおりのものにはなりませんでした。判決後に彼から私宛に送られた手紙にはこうありました。先生に弁護を担当してもらえて本当によかった、感謝しています、と。

紛争において、弁護士にはまず何よりも結果を求められることは当然です。しかし、弁護士の仕事には、結果だけではない何かもまた求められているのだということを肌で感じた出来事でした。

弁護士として 3 年目、ただ目の前の事件を処理するだけでなく、自らの弁護士としての将来像を描かなければならない時期にあって、彼の手紙は、弁護士としてあるべき姿のひとつを私に指し示してくれているように思います。

事務局

私たち事務局は、現在 5 名体制で弁護士の業務のサポートにあたっております。うち 4 名は日弁連法律事務職員能力認定試験に合格しておりますが、更なる事務処理能力の向上を図るため、事務所内外での研修を通して、日々研鑽に努めています。

事務局一同、“縁の下力持ち”として全力を持って取り組んで参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

個人情報保護法改正の要点

弁護士 竹村 一成

第1 個人情報保護法改正の経緯

昨年（平成 29 年）5 月 30 日、改正個人情報保護法が全面施行されました。個人情報保護法は今回、大幅な見直しがなされています。このような改正が行われたのは、個人情報保護法が制定された当初と比べて社会情勢が大きく変化したことによるものです。近年の情報通信インフラの発展はめざましく、膨大なビックデータの解析による新たな知見や価値の獲得は大きな社会的テーマですが、他方、ビックデータには多種多様で膨大な個人の情報が含まれています。そこで、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、ビックデータを適正に利用していくことができるための法整備が必要となってきたのです。また、国民の個人情報保護に対する意識は、益々高くなってきており、世界各国でも個人情報保護に関する法律の見直しが始められています。個人情報保護法は、以上のような社会情勢の変化を踏まえ、個人情報の『保護』と『利用』を強く意識して、改正されました。

第2 改正個人情報保護法の要点

1 情報の利用の視点

（1）匿名加工情報

旧個人情報保護法では、個人情報取得の際に利用目的を具体的に特定し、目的外使用の場合には本人の同意を得よう事業者が義務づけていましたが、ビックデータで扱われる膨大な情報について全員の同意を得ることは困難です。そこで、個人情報を加工し、誰の情報であるかを分らないようにすれば、個人情報を、本人の同意なく目的外でも利用でき、外部にも提供できることになりました。

（2）利用目的制限の緩和

従前、個人情報の利用目的は、限られた範囲でしか変更できないと考えられていました。今回の改正で、変更できる利用目的の範囲が広げられ、例えば、顧客の食事メニューを指導するサービスを提供するために個人情報

を保有していた事業者が、新たに、利用目的を変更し、その食事メニューに関する食品販売サービスのために個人情報を利用できるようになりました。

2 情報の保護の視点

個人情報保護の強化の方策として、様々な制度が設けられましたが、紙面の関係上、特に3点に絞ってお話したいと思います。

（1）規制対象者の拡大

これまでは、保有している個人情報の合計が、過去半年以内に 5000 人分（5000 件）を超えたことがない事業者は、個人情報保護法の規制対象からは除外されていました。しかし、今回の改正により、1 件でも個人情報を取り扱っている事業者には個人情報保護法が適用されます。法人に限られず、営利、非営利を問いません。もっとも、小規模事業者は、事業の規模や個人情報の利用の態様に見合った適切な方法で安全管理をすれば良いとされています（その方法は、個人情報保護委員会のホームページ掲載のガイドラインなどに示されています）。

（2）要配慮個人情報の概念の創設

個人情報の中には、特に慎重な配慮を求めないと不当な差別や偏見に繋がりがねず、本人に精神的、社会的に大きなダメージを与えるものもあります。そこで、今回の改正では、個人情報のうち、国際的にも配慮されている「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実」などが含まれる個人情報を「要配慮個人情報（いわゆる機微情報）」として、その取り扱いについて本人が関与できるような特別のルールを定め、一般の個人情報以上に大切に取り扱うべきであるとされました。要配慮個人情報は、本人の同意なしに取得したり、外部に提供したりすることは、原則、禁止されます。

（3）罰則の強化

今回の改正で、個人情報データベース等提供罪（デー

データベース提供罪)が創設されました。事業者やその従業者、又は過去これらであった者(つまり退職者等も含まれることになります。)が、立場を悪用し、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供するか盗用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。従業者が、このようなデータベース提供罪を犯した場合には、事業者も処罰されます。

第3 事例

それでは、個人情報の保護の考え方について、具体的な事例を用いて、幾つか注意点を確認していきたいと思います。

1. 顧客の提出した書類に記載漏れがあったため、顧客宅に電話をしたところ、本人が不在であったので、本人の了解なく、家人から個人情報を聞き取るような行為は、基本的に控えるべきと解されます。家族からであっても、自分の知らないところで情報を取得されることに嫌悪感を持つ方も多いでしょうし、昨今、個人情報に対する意識が高まっていることに鑑みれば、トラブルに繋がる可能性が考えられます。

2. ダイレクトメール送付などのために第三者から個人情報を入手する場合には、入手経路などについて、慎重な確認が必要です。改正個人情報保護法の下では、漏洩した個人情報の流通経路を辿れるようにするための制度が創設され、情報の提供を受ける者は、情報提供者がその情報をどのように入手したのかを確認し、その確認した事項等を保管しておく必要があります。また、不用意に個人情報を入手する行為が、個人情報の不正利用に荷担していた結果となることもあります。出所が曖昧な個人情報の入手、利用は控えるべきでしょう。

3. 会社の従業員に元気がない状態が続いているため、産業医に電話をして、会社で実施しているストレスチェックの情報を問い合わせるようなことはどうでしょ

うか? ストレスチェックの結果を含む「病状・病歴」は、前述の要配慮個人情報に該当し、改正法の下では、特に厳格な取り扱いが必要になります。よって、このような情報は、本人の同意なしに取得することはできず、会社が産業医に連絡したことが本人に発覚した場合、本人との間で、トラブルになりかねません(ただし、組織に義務づけられている健康診断項目であれば、結果を取得することは可能です。)。今後は、秘匿性の高い情報を扱う際には、よく考えてみるといった態度が必要となるのではないのでしょうか。

第4 まとめ

今回、改正個人情報保護法の概要と具体的な事例を用いた解説を行いました。紙面の関係上、記載できなかった部分が多くあります。個人情報保護について、社会の目が大変厳しい現状に鑑みると、個人情報の扱いを誤った場合に被る社会的ダメージは、非常に大きいものになると考えられます。個人情報の問題について、何か不明な点などございましたら、弊所の弁護士にお気軽にご相談頂ければと思います。

<参考文献>

瓜生和久「一問一答平成27年改正個人情報保護法」

宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」

コンデックス情報研究所編著「個人情報保護法がわかる本」

FOM出版「個人情報保護法が良く分かる」

請負における瑕疵担保責任について

千葉県建築相談協議会推進委員会及び住宅紛争審査会運営委員会副委員長

弁護士 姉崎 真人

1 始めに

私は、平成30年2月9日、千葉県建築士事務所協会主催の研修において、「相談業務に関わる法律問題について」という講義を担当しています。

上記講義は、「請負における瑕疵担保責任」をテーマとしておりますが、建物建築に関する法律問題の紹介として、上記講義の一部をご紹介します。

2 「瑕疵とは何でしょうか」

(1) 建築における瑕疵とは、「完成された工事が契約で定めた内容とおりでなく、使用価値や交換価値を減少させる欠点があるか、または当事者があらかじめ定めた性質を欠くなど、不完全な点を有すること」というとされています。

例えば、建物の建築を依頼し、完成建物の引渡を受けたところ、「雨が降ると水漏れが生じる」とか、「基礎のコンクリートにひび割れが生じた」場合に、建物に瑕疵があるとして、修繕を求めたり、損害賠償を求めたりすることができます。

(2) では、具体的にどのような問題が瑕疵に該当するのでしょうか。

瑕疵については、大きく分けると、①そもそも性能が不十分であるという客観的な瑕疵と、②契約内容（当事者間の合意内容）に合致していないという主観的な瑕疵があると考えられています。

例えば、建物の外壁に穴が開いていたとしたら、そもそも雨水や風を防ぐ外壁としての役割を果たすことはできませんので、客観的な瑕疵があるということになります。

他方、建物の外壁に穴は開いていないのですが、請負契約を締結した際に当事者間で合意していた「タイル張りの外壁」ではなく、異なる構造の外壁（サイディングの外壁など）を施工した場合には、当事者間の契約内容に合致していませんので、主観的な瑕疵があるということになります。

したがって、建物の建築を請け負った工事業者は、客観的にも、主観的にも、瑕疵のない工事を行わなくてはなりません。

3 「瑕疵があるとななるのでしょうか」

(1) 瑕疵があると認められる場合には、当該瑕疵を補修してもらうよう請求することができます（民法634条1項）。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するとき（柱に傷がついているが、建物の強度に影響がなく、取り替えに多大な費用を要する場合など）には、この限りではありません（同項但書）。

また、瑕疵の補修に代えて、または瑕疵の補修とともに、損害賠償を請求することができます（民法634条2項）。「瑕疵の補修に代えて」とは、瑕疵を補修する代わりに補修費用を現金で支払うよう請求できるということです。「瑕疵の補修とともに」とは、補修を請求するとともに、瑕疵により被った別個の損害（補修のために建物の引渡が遅れる場合の代替住居費など）を請求できるということです。

なお、注文者は、瑕疵の程度や、請負業者の交渉態度などに鑑み、信義則に反すると認められる場合を除き、請負業者からの瑕疵の補修に代わる損害賠償を受けるまで、報酬全額の支払いを拒むことができます（最高裁判所第三小法廷平成9年2月14日判決）。したがって、請負業者がきちんと瑕疵の補修に対応しない場合には、報酬支払を拒絶することで対応することができる場合がありますが、軽微な瑕疵を理由とするなど報酬の支払拒絶を認める事が不当であると思われるような場合には、支払拒絶が認められず、遅延損害金を請求される場合がありますので、この点にご注意下さい。

(2) 目的物に瑕疵があるために契約の目的を達成できない場合には、請負契約を解除することができます（民法635条本文）。

ただし、目的物が建物等の土地工作物の場合には、原則として、契約の解除はできないものとされています（民法635条但書）。金額が大きく、請負人に莫大な損害が生じるうえ、やり直しを無制限に認めると社会経済上の損失を招くためです。

なお、建物に重大な瑕疵があり、建て替えるほかない場合には、建替費用の請求を認めるなど、実質的に解除を認めたに等しい結論を導いた判例があります（最高裁判所第三小法廷平成14年9月24日判決）。したがって、

いついかなる場合にも解除が認められないというわけではありません。

4 「瑕疵担保責任はいつまで存続するのでしょうか」

(1) 民法は、建物の瑕疵担保責任の存続期間について、「木造建物または地盤の瑕疵」は引渡後5年、「石造、土造、煉瓦造、金属造」は引渡後10年、「建物が瑕疵により滅失・毀損した場合」はその時から1年と定めています(民法638条1項)。

ただし、上記期間については、特約で短縮や延長が可能であり、実際の契約書では、「引渡の日から1年ないし2年」とされることが多いようです。

例えば、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款では、木造建物について引渡後1年、コンクリート造建物等や地盤について引渡後2年に瑕疵担保期間が短縮されています。

ここで重要なのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」による義務化がなされたことです。この法律は、平成12年4月1日に施行されたのですが、新築建物の請負契約について、「構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分」に関し、瑕疵担保責任の存続期間を引渡から10年とし、これに反する期間の特約を無効としています(同法94条)。したがって、上記法律が適用される場合には、契約書に記載された瑕疵担保の期間を経過している場合でも、瑕疵担保責任の追及が可能な場合がありますので、ご注意下さい。

(2) 瑕疵担保責任を請求する場合には、期間内に「担保責任を問う意思」を明確に告げることで足ります。一度行使されれば、一般の債権同様、目的達成または消滅時効完成まで存続します。

5 「民法改正(債権法)によりどのような影響があるのでしょうか」

(1) 債権法に関する民法の改正が今後予定されており、平成32年4月1日から施行されます。

かかる民法改正により、建物に関する瑕疵担保責任にも変更が生じることから、以下、改正範囲のうち重要な部分だけ触れさせていただきます。

(2) まず、「瑕疵」という言葉が「契約不適合」という言葉に変更されます。

趣旨について大きな変更はありませんが、客観的に欠陥がなくても、当事者間の合意に合致しなければ瑕疵(主観的瑕疵)に該当するという点が、よりはっきりと明示されることになります。

(3) 次に、請負に関する瑕疵担保の規定が削除されます。

そうすると、瑕疵担保に関する規程がなくなるのかという話になりますが、そうではなく、請負についても売買の担保責任の規定が準用されることになります。

具体的には、①追完請求権(従来の瑕疵補修請求権)、②代金減額請求権、③損害賠償請求権及び④解除権が認められることになりますが、これまでのように損害賠償請求と修補請求を同時に行うことはできず、まず修補を請求し、それがだめであれば損害賠償を請求することになります(民法634条2項の削除)。

また、前述した解除の制限(民法635条但書)もなくなります。

(4) さらに、瑕疵担保責任の存続期間及び消滅時効期間が変更されます。

まず、改正後は、建物に関する瑕疵担保責任の請求について、「契約内容の不適合を知った時」から1年内の通知が必要となります。これまでは「引渡の時」からでしたが、今後は「知った時」からに変わるということです。

なお、いつまでも瑕疵担保責任の請求ができるわけではありません。消滅時効の規定も適用されますので、権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使できる時(引渡時)から10年で消滅時効の対象となります。

上記の改正により、これまでより瑕疵(契約不適合)の責任追及が行われる期間が長くなることが予想されます。請負業者の立場からすれば、契約書の条項で制限するなどの対策が必要となるかもしれませんので、ご注意下さい。

<出典・参考書籍>

岡田修一ら編『住宅建築トラブル相談ハンドブック』

秋野卓生編『建築工事請負契約における瑕疵担保責任と損害賠償の範囲』

中野哲弘＝安藤一郎編『新・裁判実務大系27 住宅紛争訴訟法』
弁護士法人匠総合法律事務所編『民法改正が住宅・建築・土木・設計・建築業界に与える影響』

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務（歯科）

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはお相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

弁護士法人 さくら総合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>